

4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

(1) 特性に応じた効果的な支援の実施等

【現状と課題】

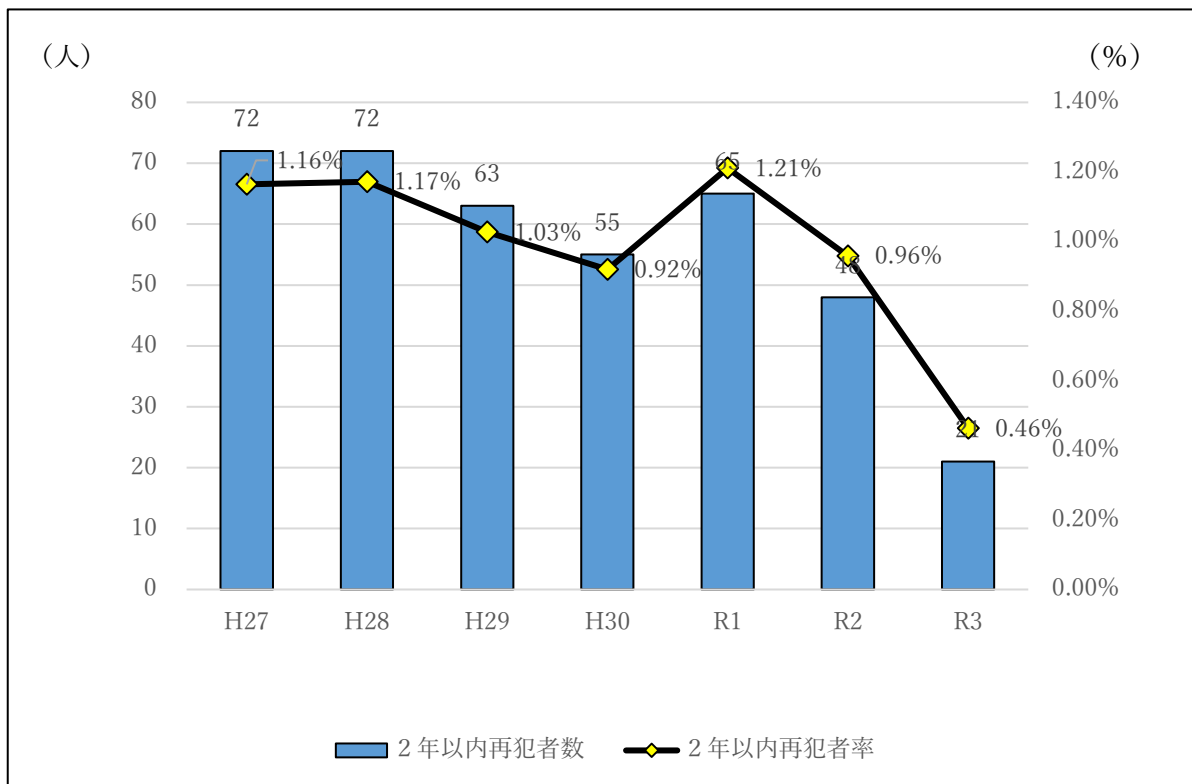
出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、国においては、これまで、刑事施設における評価機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実が図られてきました。また、特定少年（少年法で、罪を犯した18歳または19歳の者）を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策が進められてきました。

国の二次計画においては、矯正施設及び保護観察所における評価内容等の関係機関への引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題が示され、また、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要があることとされています。

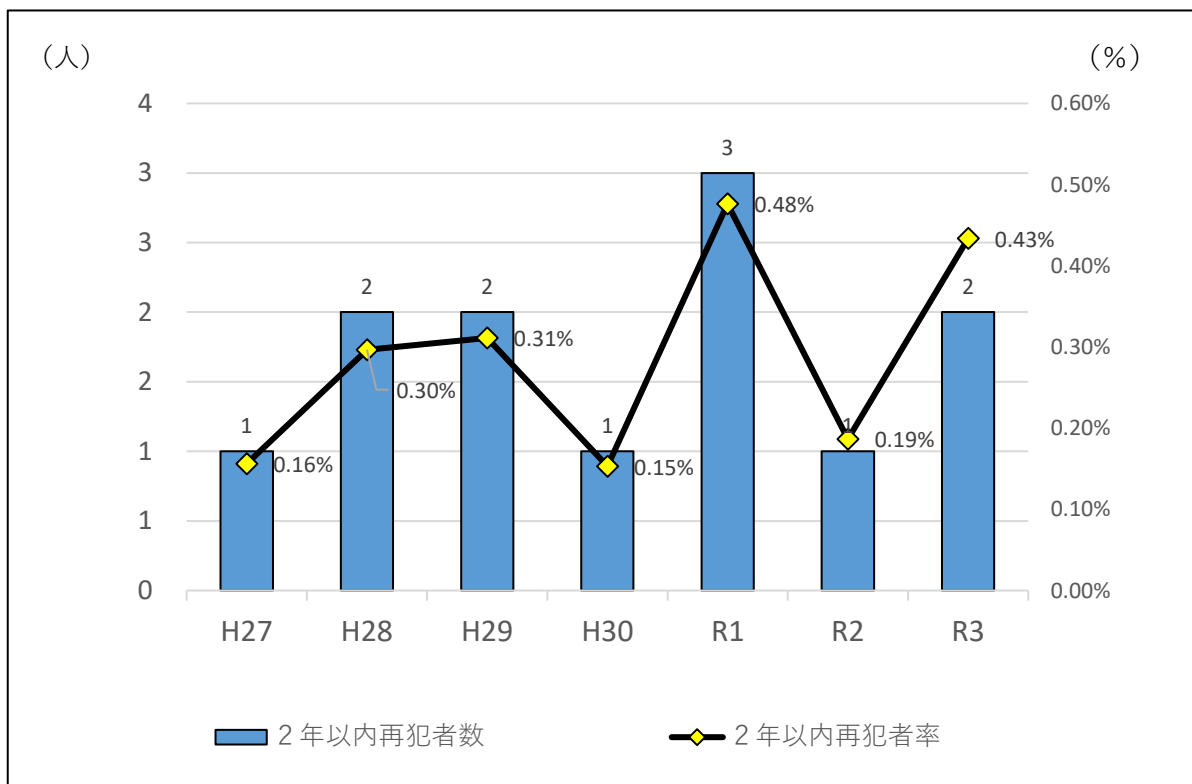
道では、性犯罪者、暴力団関係者等の再犯リスクが高い人、少年・若者など、犯罪被害者の視点を取り入れながら、対象者の特性に応じた指導や相談などの取組を進めてきたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

覚醒剤取締法違反における2年以内再入数及び再入率



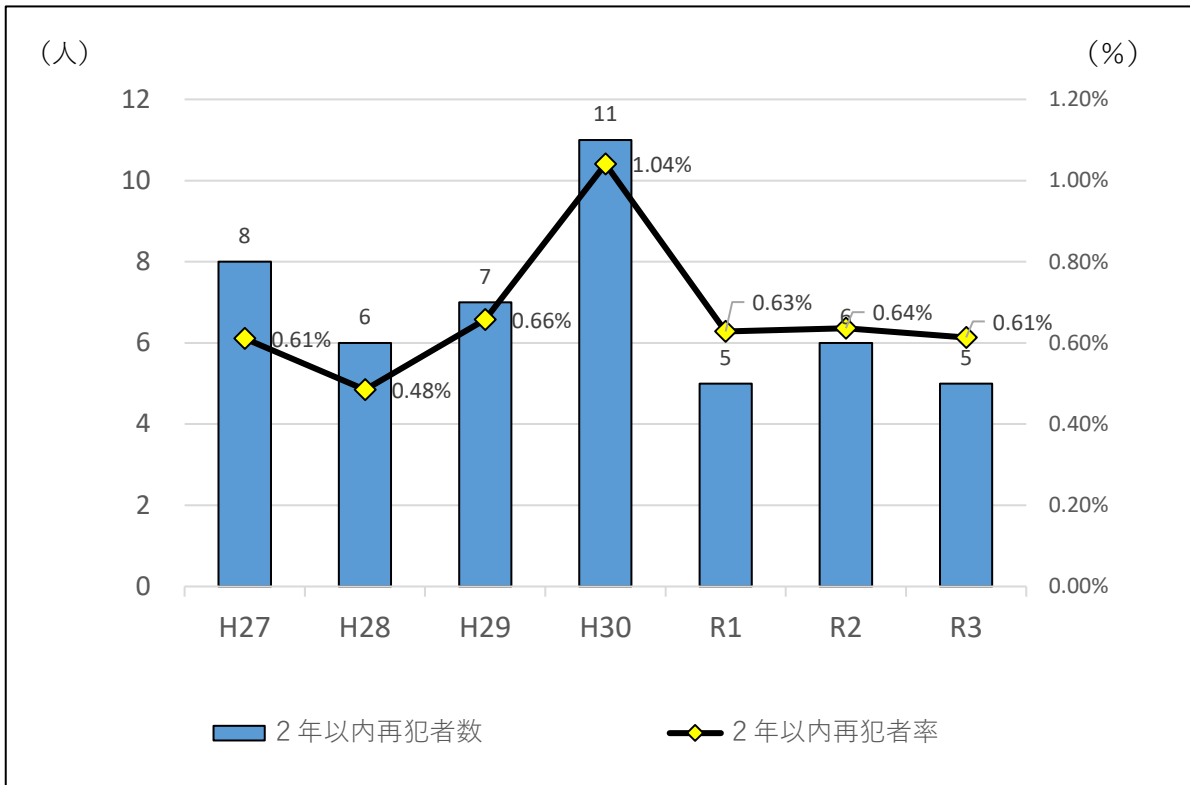
(出典：法務省調査)

性犯罪（強姦性交等・強姦・強制わいせつ）における2年以内再入数及び再入率



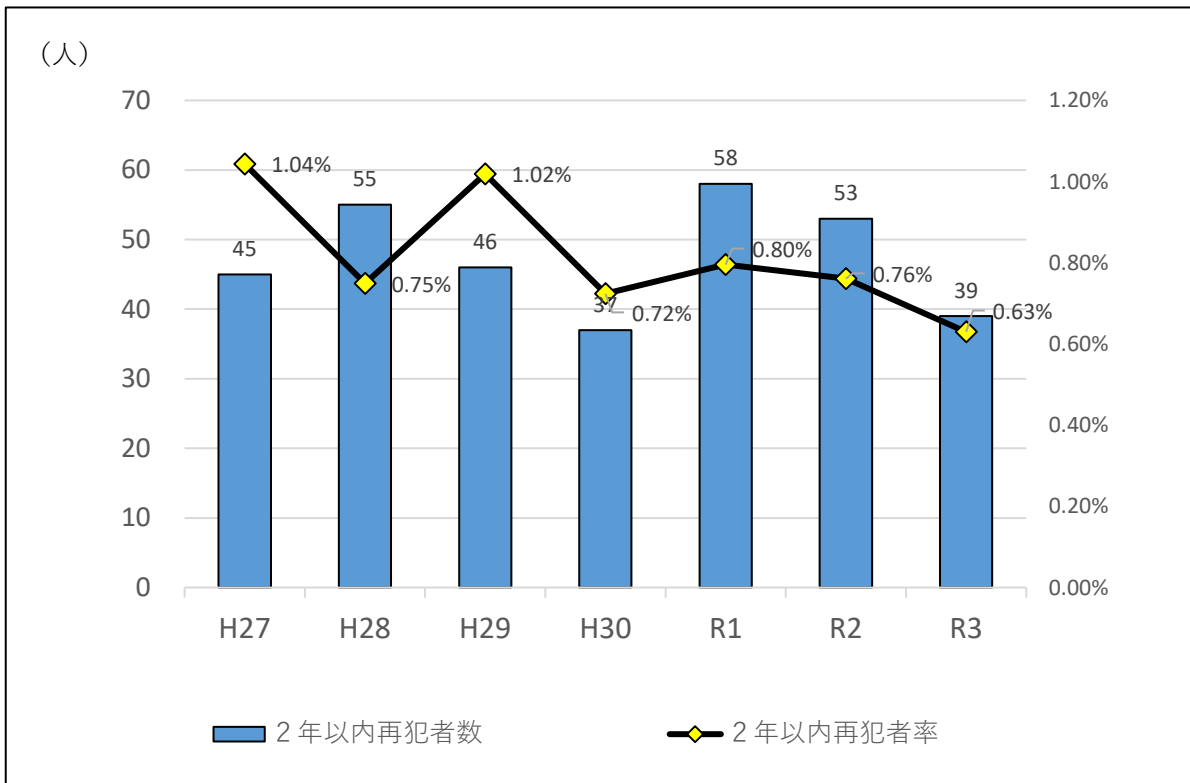
(出典：法務省調査)

傷害・暴行における2年以内再入数及び再入率



(出典：法務省調査)

窃盗における2年以内再入数及び再入率



(出典：法務省調査)

【道の取組】

① 性犯罪者に対する指導等

- ・子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、法務省の協力を得て、その後の所在確認を行うほか、当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯を防止するための助言、指導等を行います。【北海道警察本部】

② 暴力団関係者等に対する指導等

(就労支援等の離脱支援)

- ・離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸とした離脱支援に取り組みます。【北海道警察本部】

(北海道暴力団離脱者支援対策協議会による取組)

- ・国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会において、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進します。【北海道警察本部】

(離脱者の受入企業の拡大)

- ・公益財団法人北海道暴力追放センターにおける離脱者を雇用した企業に対する給付金制度の活用や関係団体との連携強化などにより、離脱者の受入企業の拡大を図ります。【北海道警察本部】

③ 少年・若年に対する支援等

(北海道子ども・若者支援地域協議会による取組)

- ・北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。(再掲)【保健福祉部】

(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援)

- ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。(再掲)【北海道警察本部】

(市町村要保護児童対策地域協議会による取組)

- ・市町村要保護児童対策地域協議会において、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有を行うとともに、対象児童に対する支援の内容に関する協議を行います。【保健福祉部】

(少年院入所中の少年に対する取組)

- ・矯正管区と連携し、少年院入所中の少年に対し、特殊詐欺等への加担など、非行防止に関する講話を実施します。【北海道警察本部】

④ 発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等

- ・発達障害者支援センターにおいて、関係機関の職員向けの研修等を行うなど、発達障がいを持つ人を支援する体制整備を進めます。【保健福祉部】

⑤ 飲酒運転をした人等に対する指導等

- ・北海道立精神保健福祉センター、保健所等において、飲酒運転をした人及びその家族等からの相談に対応するとともに、飲酒運転をした人に対する保健指導を行います。【保健福祉部】

⑥ ストーカー・DV加害者に対する指導等

- ・ストーカー・DV加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等について保護観察所と情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、問題行動を把握した場合は保護観察所に対して仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を検討する際に必要な疎明資料を提供するなど、これら加害者に対する適切な措置を実施します。【警察本部】

⑦ 女性の抱える困難に応じた指導等

- ・女性相談援助センターにおいて、就労支援及び社会的自立に必要な生活指導・援助を行うとともに、住宅の確保、援護等に関する制度等の情報提供を行います。【保健福祉部】

⑧ 盗撮等がやめられない人への精神保健福祉センターの対応

- ・道立精神保健福祉センターでは、盗撮等の性に関する問題行動が止められない方に対する取組として、「性的行動に関するワークブック」を札幌保護観察所の協力を得て作成、更に、これをベースに「万引き行動に関するワークブック」を作成し、万引きが止められない方への支援を行っています。【保健福祉部】

(参考：国の取組)

○暴力団離脱指導の実施【刑事施設】

- ・刑事施設では、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させ、離脱意思の醸成を図るため、暴力団離脱指導を行っているほか、適当と認める受刑者に対して暴力団離脱支援を行っています。

○性犯罪等犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する者に対する指導の実施

【刑事施設、少年院、保護観察所】

- ・刑事施設では性犯罪再犯防止指導、少年院では性非行防止指導を行い、性犯罪につながる認知の偏り等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯・再非行に

至らないための具体的方法を習得させています。また、暴力を防止するための指導や被害者の視点を取り入れた教育等を実施しています。

- ・保護観察所では、性犯罪再犯防止プログラムを始めとして、犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムとして・薬物再乱用防止プログラム・暴力防止プログラム・飲酒運転防止プログラムを実施しています。また、被害者を死亡させ、若しくはその身体に重大な傷害を負わせた場合、又は被害者に重大な財産的損失を与えた場合、保護観察対象者に対し、犯した罪の責任等を自覚させ、被害者及びその家族又は遺族の心情や置かれている状況等への理解を促し、及び悔悟の情を深めさせることなどを目的に「しょく罪指導プログラム」を実施しています。

○発達上の課題を有する者に対する指導の実施【少年院】

- ・少年院では、発達上の課題を有する者に対して、その特性に応じた指導及び帰住先の調整を実施しています。

○鑑別の実施【少年鑑別所】

- ・少年鑑別所では、非行又は犯罪に及んだ者について、家庭裁判所等からの求めに応じ、医学、心理学等の専門的知識や技術に基づき、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示しています。

○女子に配慮した処遇プログラムの実施【札幌刑務支所・紫明女子学院】

- ・女子刑務所では、女子受刑者特有の課題に対応するため、看護師や精神保健福祉士、介護福祉士等の地域の専門家の協力・支援を得て、女子受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修を行う女子施設地域連携事業を実施しています。
- ・女子少年院では、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、女子在院者の特性に配慮した処遇プログラムを実施しています。

コ ラ ム

ほっとステーションでの触法事例への取組 医療法人社団ほっとステーション 大通公園メンタルクリニック

ほっとステーションでは、問題行動を繰り返すケースに対して、個別と集団でのアプローチを組み合わせ、多職種協働、他機関連携で取り組んでいます。

(1) 集団アプローチ

違法薬物乱用を含むアディクションを抱えた人でも参加できるアディクションミーティング、ピアサポーターが中心となって行うミーティング、盗癖を抱えた人のためのミーティ

ングなどがあります。

集団心理教育としては、ワークブックを用いたアディクション学習会、性的逸脱行為を繰り返す知的障害や発達障害者のためのグループがあります。

グループホームにおいてスタッフの関わりの中で個別の治療を支えています。

その他、デイケアプログラムの中の対人関係や怒りについて考えるプログラムや SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）などがあります。

（２）個別アプローチ

①簡易薬物検出検査と麻薬取締官の面談

違法薬物乱用歴のある人に対しては、簡易薬物検出検査（保護観察所で実施している場合は通常行わない。陽性でも医療機関から通報することはないことを説明）、麻薬取締官との面談（保釈中、保護観察中の場合は通常は行わない）を実施しています。

②ケア会議（応援会議）

本人を中心にほっとステーション担当スタッフ、ピアサポーター、院外機関（保護観察所、学校、地域生活定着支援センター、弁護士、福祉事業所等）の担当者が集まり、目標や支援のあり方を話し合います。地域定着支援センターの依頼により、服役中に実施することもあります。

③条件反射制御法（CRCT）

2010年12月から、パヴロフの条件反射学説、信号学説を基盤とする CRCT を薬物乱用、盗癖、性犯罪等を繰り返す人に対して実施しています。性犯罪歴のある人については、CRCT を実施した人の再逮捕率は低くなっています。

また、帯広刑務所において、ほっとステーションスタッフが刑務所職員と協働で CRCT を軸としたプログラムを実施してきました。

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとって、欠くことのできない存在です。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

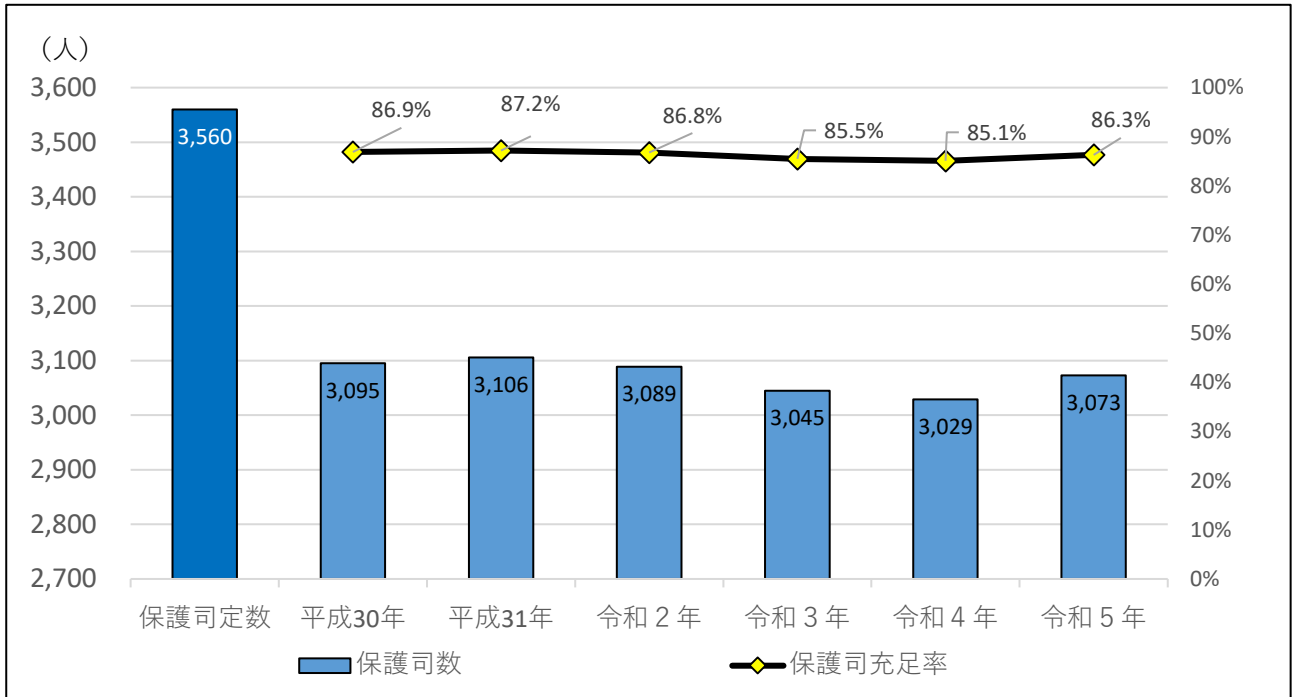
国では、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、その活動を一層促進していくことはもとより、より多くの協力者の方々に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があるとし、また、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、こうした方々との連携を一層強化していく必要があるとしています。

国の二次計画では、保護司について、高齢化が進み、担い手の確保が年々困難となっており、その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されています。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、組織運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があるとしています。

道では、様々な機会を活用して、保護司会等の活動を周知し、積極的に広報啓発を行うとともに、再犯防止に貢献された方々を顕彰する取組などを進めてきたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

保護司

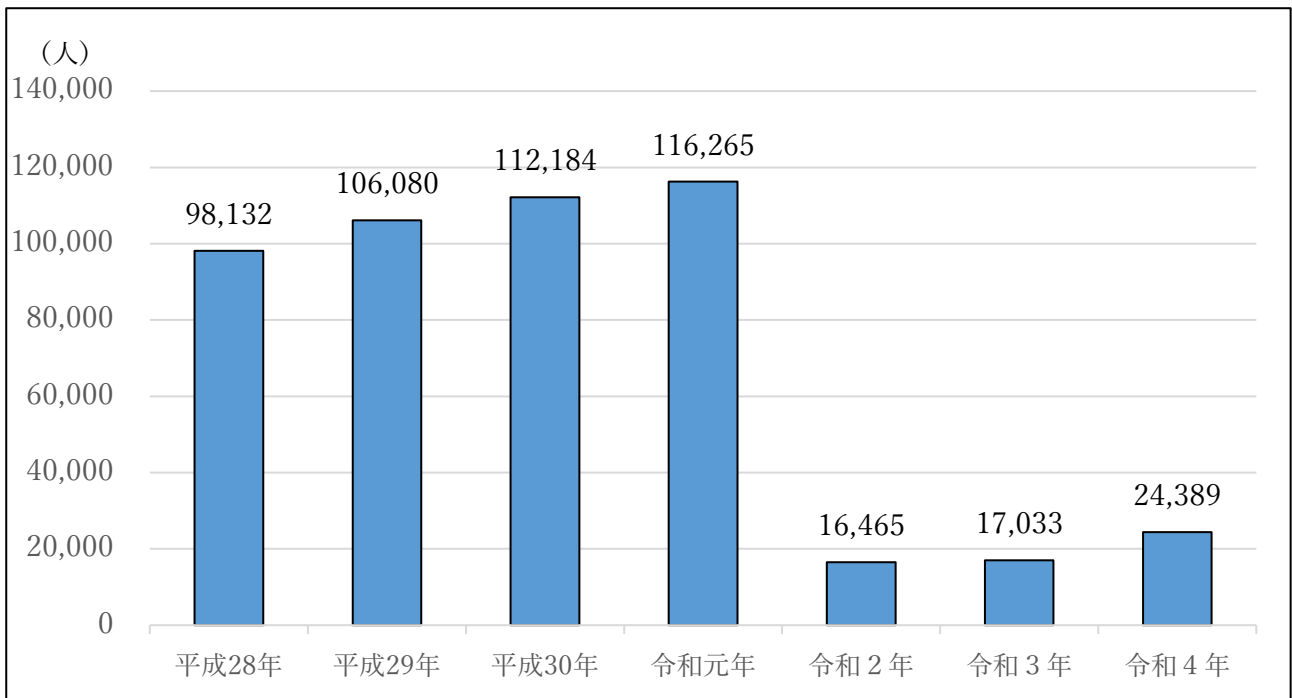
保護司及び保護司定数に対する保護司の数の割合を表す保護司充足率は、横ばい傾向にあります。



(出典：法務省調査)

「社会を明るくする運動」の参加者

社会を明るくする運動の参加人数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年で大きく減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。



(出典：法務省調査)

(1) 民間協力者の活動の促進等

【道の取組】

① 民間ボランティアの確保

(更生保護活動を担う人材確保への協力)

- ・道のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS 会等の活動を積極的に周知するとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、保護観察所への相談を呼びかけるなど、人材の確保に協力します。【環境生活部】

(保護司確保のための支援)

- ・保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、道職員の定年退職予定者に対するパンフレット配付などの取組を行います。【環境生活部】
- ・「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS 会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。【環境生活部】
- ・多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。【環境生活部】

② 民間ボランティア等の活動に対する支援の充実

(更生保護活動に関する広報)

- ・「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS 会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。(再掲)【環境生活部】
- ・国や市町村と連携して、保護司をはじめとした民間ボランティアの方々の活動がしやすいよう、情報提供します。【環境生活部】

(少年警察ボランティアの活動支援)

- ・少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修を行います。【北海道警察本部】

(参考：国の取組)

○保護司活動の環境整備【地方更生保護委員会・保護観察所】

- ・保護司適任者を安定的に確保するための保護司候補者検討協議会を開催しているほか、

体験する機会として保護司活動インターンシップ制度を導入しています。

- ・更生保護ボランティアの活動拠点である更生保護サポートセンターの運営等の支援を行っているほか、更生保護ボランティアの活動を促進するため、各種研修を実施しています。
- ・更生保護施設を退所するなどして地域に居住している人の自立更生のため、生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を更生保護施設に委託する取組を行っています。

○更生保護施設による再犯防止活動の促進等【保護観察所】

- ・保護観察所では、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を更生保護施設に委託する取組として、フォローアップ事業や訪問支援事業を行っています。

○篤志面接委員や教誨師による助言指導等【刑事施設、少年院】

- ・刑事施設及び少年院では、民間協力者である篤志面接委員や教誨師の協力を得て、専門的知識や経験に基づいた相談、助言及び指導、宗教上の儀式行事及び教誨を行っています。

○民間企業の協力による各種指導の実施【刑事施設、少年院】

- ・刑事施設及び少年院では、民間企業等の協力により、地域における職業体験や就職説明会、民間企業等から講師を招へいして行う各種講話を実施しています。

～更生保護を支える人々～



保護司による再犯防止に関する取組 旭川地区保護司会 保護司

私は今、覚醒剤使用により保護観察付執行猶予の判決を受けた人を担当しています。彼には配偶者や子供がいますが、事件やそれ以外の様々な事情により一緒に暮らすことはできず、部屋を借りて一人で暮らしています。

彼は仕事で生計を維持していましたが、収入が減って生活が苦しくなったので、まずは生活が立ち行けるように、嫌がる彼を市役所の生活相談や、社会福祉協議会の福祉資金への相談に赴くよう諭しています。一人で相談に行くのが辛いのであれば、同行することも考えています。

また、覚醒剤を断つことを実行し続けるため、地域の団体が開催している学習会への参加も誘っていますが、「自分はもう大丈夫」とこれも乗り気ではありません。まだ自分の弱い心の内を見透かされたくないと考えているようです。

生活や断薬のほか、今後の家族との関係も考えなくてはなりません。幸いにも、彼からは更生する意欲が感じられるので、解決すべき課題に一つずつ取り組んでいくよう指導や助言を続けたいと思います。このように多様な事案を抱える人の立ち直りには保護司一人の力量では難しく、担当保護観察官と協働することや、先輩保護司から助言を得ることが不可欠です。

また、一人の生活者として、生活、就労、育児、教育、断薬、司法、医療等の総合的な支援が必要で、かつ、迅速さも求められます。このような事案に機敏に対応するためには、更生保護関係団体等で構成する常設組織の必要性を強く感じます。

現在、旭川には、保護司会等6つの更生保護団体で構成する「旭川地方更生保護ネットワーク協議会」がありますが、情報の共有程度に留まっています。これらを更に柔軟な機能とし、更生を目指す者を皆で支えていく組織とするためには、今後、この協議会がより中心となって活動していく必要があります。

再犯防止や立ち直りには、本人の自覚が最も重要ですが、我々保護司一人一人も、先の読める橋渡し役となって各所に出向き、就労、福祉、医療等に繋げていく、お節介を焼き切るぐらいの執念と能力が求められるのではないかと思います。

更生保護活動の広がりをめざして 更生保護法人 旭川更生保護協会

更生保護法人旭川更生保護協会は、保護司をはじめとした更生保護事業に取り組む民間ボランティアの方々の活動に対して、資金面からの支援や犯罪予防活動を行う事を目的として設立された公益法人です。

保護司活動に対する支援として、犯罪予防活動の研究・研修会等への支援、「社会を明るくする運動」を中心とした犯罪予防活動に対する助成、罪を犯した者、非行に陥った少年に対する立ち直りの願いを込めての更生資金の援助を行っています。

更生保護施設への支援として、旭川清和荘には毎年助成金を交付しているほか、旭川BBS連盟や旭川更生保護女性連盟に対しても活動支援として毎年助成を行っています。

また、再犯防止の観点から旭川地方独自の支援として、一般社団法人道北地方物質使用障害研究会が開催するリカバリーセミナーやフォーラムへの支援活動も行っています。今後も犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力として微力ではありますが、更生保護活動の広がりをめざし頑張っていきたいと思えます。

毎年、篤志家の皆様方のご理解をいただき事業運営資金をいただいております。また、地域住民を犯罪や非行から守り明るい社会を築くことをねらいとした事業に賛同をいただき、道北地方一円の各町内会から賛助金をいただいております。しかしながら、活動資金が大変厳しく、事業の運営も厳しさを増しています。

大変厳しい状況ではございますが、今後も広く篤志家の皆様方、地域の皆様方の温かいご理解と心強いご支援、ご協力をお願い申し上げる次第です。

気になることに着目する SGU（札幌学院大学）江別BBS会

再犯防止に関する取組について、我が札幌学院大学BBS会では関わりを通じて更生・再犯防止に繋げることを大切にしています。犯をしてしまう背景には、退所後何をすべきか分からなくなるなど、社会と上手く繋がれないことがあるのではないかと考えます。そうならないために、BBSとの関わりを通して「気になること」を一緒に見つけていきたいです。年代が近いからこそ、話せることがあると思います。些細なコミュニケーションの中で聞いた興味あることや、気になることを後押しすることが重要だと考えています。

実際に行っている活動として「学習支援」、「グループワーク」などがあります。学習支援

では、沼田町就業支援センターに入所している少年に高卒認定試験の合格に向けて勉強を教えています。グループワークは、体育館を使ってスポーツをしたり、トランプ等で遊ぶことが主な内容です。その中で「大学ではどんな勉強をするの?」、「将来資格を取りたいけれど、どうすればいいかな」、「奨学金ってどういう仕組み?」といった会話がありました。こういった興味を広げることが、退所した後に活かされて社会との繋がりになり、また、BBSはそのきっかけ作りの1つの手段になることができるのではないかと考えています。

最後に、非行に走ってしまったからと見放してしまう社会は、本当にいい社会とは言えないと思います。どうしてそうなってしまったのか、そうならない為にはどうアプローチしていけばいいのか、専門家の視点から考えていくことも必要ですが、私たちは学生BBS会員として、専門的な視点よりただ兄姉のような友達のような対等な関係で関わっていくことが再犯防止にあたっての大切なことだと考えています。

コラム

更生保護女性会による再犯防止のための取組 函館更生保護女性連盟

更生保護女性会とは、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動や犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティアです。

北海道内では、各保護観察所の範囲ごとに4つの連盟と、更にその連盟の中の地域ごとに地区会が置かれ、約4,000人の会員がそれぞれの地域の特色を活かしつつ活動を行っており、私たち函館では、所属している19地区542人の会員が協力し合い、活動しています。

主な活動の一つとして、更生保護施設巴寮における食事づくりがあり、次の2つの取組を行っています。

(ふれあい食事会)

毎週日曜日、連盟所属の地区会が当番制により行っています。この活動では、食事をつくらせた後も会員が寮生と食卓を囲み、母親的な優しさや家庭的な温かさを寮生に体験してもらい、感謝の気持ちを持つことや、自立に向けた意欲を導き出すことを目標としています。

(男の料理教室)

現在は3か月に一回昼食づくりを行っています。前日迄に献立を考え買い物をし、当日は寮生とともに調理し、一緒に食事をしています。この教室は、会員が主婦の目線で助言などする中で料理づくりの楽しさを感じてもらおうほか、更生保護施設を自立退所した後の生活を見据え、就労のためには健康を維持すること、その健康維持には適切な食生活が重要であることを理解させることと、金銭管理への意識付けや、挨拶、礼儀作法の習得にもつながるよう接しています。

その他の活動として、函館市内にある4つの更生保護女性会が共同で、函館創生会巴寮、

函館少年刑務所や函館少年鑑別支所等へ、春には花の苗を、秋には図書を贈呈しているほか、児童自立支援施設である北海道立大沼学園が行う運動会や野球大会、学園祭などの行事へ協力し、施設で暮らす方々の心を少しでも癒し、社会へ戻るときに大きな希望を抱けるよう支援しています。

また、各地区会においても、ミニ集会や子育て支援事業など地域に密着した活動を行うなど、様々な団体や機関等と協力し、そして、それら団体や機関をつなげる『地域を編む』存在として、更生保護の想いを広げています。

(2) 広報・啓発活動の推進等

【参考】

道民意識調査において、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合

35.9%（令和元年）

【道の取組】

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

（「社会を明るくする運動」による理解の促進）

- ・北海道地方更生保護委員会等と連携し、「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間の機会などを通じて、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。【環境生活部】

（各種啓発事業を通じた理解の促進）

- ・市町村や「社会を明るくする運動」関係団体が主催するセレモニーやパレード等の各種事業において、犯罪や非行防止について広く啓発を実施します。【北海道警察本部】

（市町村との連携による取組）

- ・「社会を明るくする運動」の住民への認知を高めていくため、市町村に対し、本運動の趣旨への理解と協力を依頼します。【環境生活部】

（青少年の非行防止に向けた啓発活動）

- ・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間（7月）において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。（再掲）【保健福祉部】

（地域生活定着支援センターの取組の理解の促進）

- ・矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の円滑な社会復帰や地域生活への定着に向けた北海道地域生活定着支援セ

ンターにおける取組について、地域の理解を得られるよう、普及啓発活動を行います。【保健福祉部】

② 民間協力者に対する表彰

(保護司の表彰)

- ・多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。(再掲)【環境生活部】

(暴力追放団体等の表彰)

- ・暴力追放等の取組に貢献した地域暴力追放団体、職域暴力追放団体及び個人の表彰を行います。【北海道警察本部】

(参考：国の取組)

○再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」における広報・啓発【刑事施設、少年院、矯正管区、地方更生保護委員会・保護観察所】

- ・再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」強調月間において、保護司会や道・市町村などの自治体及び関係機関と連携しながら犯罪や非行の防止に関する広報・啓発を行っています。

○施設見学等の実施【刑事施設、少年院、少年鑑別所、矯正管区】

- ・刑事施設では、刑務所作業製品の販売や施設見学等を行う矯正展を開催し、地域住民等への広報を実施しています。
- ・刑事施設、少年院及び少年鑑別所では、地域住民や犯罪・非行に係る問題に取り組む諸団体、教育機関関係者、地域住民等を対象とした施設参観による広報啓発活動を行っています。

○再犯防止シンポジウムの開催【高等検察庁、地方更生保護委員会、矯正管区、法務局】

- ・札幌高等検察庁や北海道地方更生保護委員会、札幌矯正管区、札幌法務局等が連携して、再犯防止シンポジウムを開催しています。

6 地域による包摂を推進するための取組

(1) 地域における国・市町村・民間団体等との連携強化

【現状と課題】

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地方公共団体の地域住民に身近な取組が求められます。

国の第二次計画では、再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が明確とは言い難い面があったこともあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には地域差が認められること、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること、支援の利用のしやすさを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があることなどの課題が示され、国と地方公共団体が担う役割が具体的にされた（本計画のP. 5参照）ところであり、引き続き、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことなどが必要であるとしています。

道としては、国の関係機関や民間団体等で構成する会議の形成などの連携体制の整備や情報提供などの連携強化に取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対し、広域自治体としての役割を踏まえた取組を進めていきます。

【参考】

北海道内市町村の地方再犯防止推進計画等の策定状況（R5. 4. 1 現在）

21 市町村(出典:道環境生活部調べ)

【道の取組】

① 連携体制の整備

- ・関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」及び、各保護観察所管内（札幌・函館・旭川・釧路）4ブロックにおいて「地域会議」を開催

し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。【環境生活部】

② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等

- ・再犯防止に資する取組を促進し関連施策の有機的連携を確保するため、道内の関連情報を収集し、関係機関・団体へメールマガジンを配信し、情報を共有します。【環境生活部】
- ・道の各種支援制度について、ホームページを通じてわかりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう取り組みます。【環境生活部】

③ 市町村との連携

- ・広域自治体として、市町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて市町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めます。【環境生活部】
- ・市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【環境生活部】
- ・再犯防止に資する取組を促進し関連施策の有機的連携を確保するため、道内の関連情報を収集し、関係機関・団体へメールマガジンを配信し、情報を共有します。
(再掲)【環境生活部】

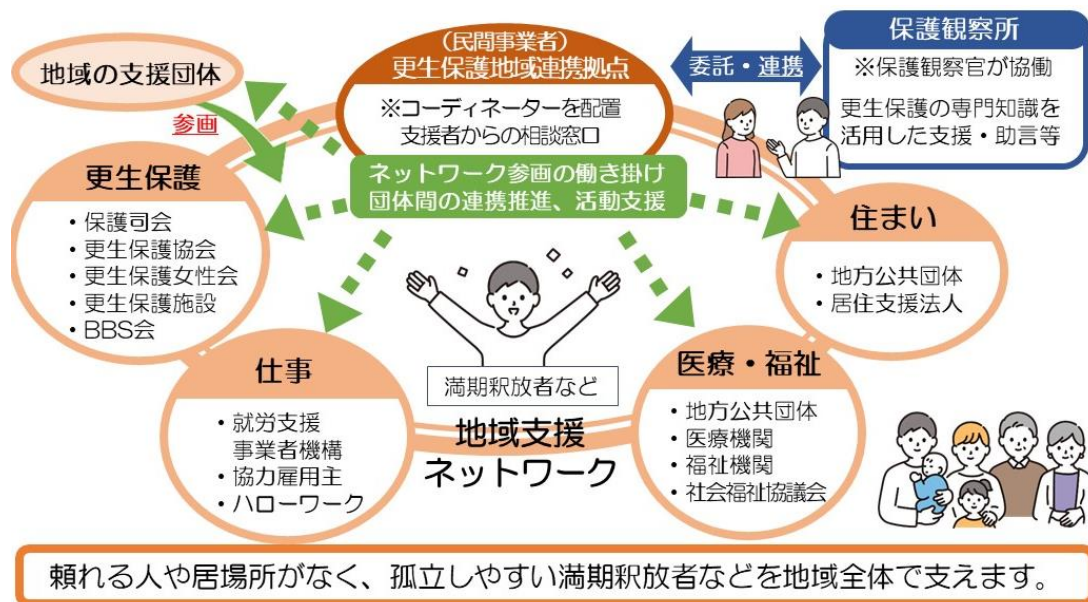
(参考：国の取組)

○地域援助の推進【保護観察所、法務少年支援センター】

・保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）といった国の機関では、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報を提供するなど、地域援助の推進に取り組んでいます。

○更生保護地域連携拠点事業【保護観察所】

・保護観察所では、関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に対して委託して、更生保護地域連携拠点事業を実施しています。この事業では、孤立しやすい満期釈放者等が「地域とつながり続ける」ことができるように、地域において、支援のネットワークづくりと支援者の後方支援を行っています。



第5章 計画の推進体制

1 推進体制

庁内関係部局の職員で構成する「北海道再犯防止対策庁内連絡会議」において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部局と連携し、計画の総合的な推進を図ります。

また、「北海道再犯防止推進会議」において、関係機関・団体と連携し、必要に応じて学識経験者の意見等を伺いながら、計画の総合的な推進を図ります。

2 進行管理

施策を着実に推進するため、毎年度、計画に位置づけた施策の実施状況を取りまとめ、必要に応じて改善等を図りながら、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、国の動向や社会状況の変化などを踏まえて施策を展開するとともに、必要に応じて国に対して要望等を行います。